

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 産地づくり係
許 認 可 等 名	鳥獣の飼養の登録
根 拠 法 令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第19条第1項
連 絡 先	(電話 621-5252)
審 査 基 準	基 準 飼養の登録の審査基準については、別紙「徳島市鳥獣飼養登録事務処理要領」による。
	参 考 事 項 改訂4版 鳥獣保護法の解説 (編著/鳥獣保護管理研究会) 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設 定 等 年 月 日 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 総日数 10日(休日を除く) (設定しないものについてはその理由)
	設 定 等 年 月 日 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)